

お客様各位



未利用口座管理手数料のご案内

当金庫では、長期間ご利用が無い口座を対象に不正利用被害防止を目的として「未利用口座管理手数料」を新設いたします。また、これに合わせて預金規定を改定いたします。

お預入れやお引き出し、各種口座振替等にご利用がある場合には手数料をいただくことはございませんので、引続き当金庫預金口座をご利用いただけますようお願い申し上げます。

記

対象のお客様	個人・個人事業主・法人のお客様
対象口座	以下の①②③に該当する口座（④も含む）。 ①普通預金口座（総合口座、決済性普通預金、通帳レスを含む）、貯蓄預金口座 ②令和4年4月1日（金）以降、最終取引日から2年以上お取引がない ③口座残高が10,000円未満 ④盗難・紛失等により利用停止中の口座 ※当該手数料の引落しは、令和6年7月1日（月）以降となります。
対象外口座	以下の⑤⑥⑦の内、いずれか一つでも該当する場合は対象外となります。 ⑤口座残高が10,000円以上の場合 ⑥当金庫同一店内にお借入れがある場合 ⑦当金庫同一店内で他の金融資産（定期性預金、投資信託、保険、国債等）の取引がある場合
手数料額	年間1,320円（税込み）
ご案内方法	<ul style="list-style-type: none"> お客様の口座が当該手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 ご案内後、一定期間（3ヵ月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料額を対象口座から引落しいたします。 ご案内文書が延着又は未着の場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
口座の自動解約	<ul style="list-style-type: none"> 対象口座の残高が当該手数料に満たない場合は、残高全額を手数料の一部として充当した後、口座を自動解約いたします。 当該手数料の返却及び解約された口座（キャッシュカード含む）の再利用はできません。

以上

2. 普通預金、定期性総合口座取引、貯蓄預金規定の改定について
未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の条文を追加し、普通預金、定期性総合口座取引、貯蓄預金の規定を下記のとおり改定させていただきます。

普通預金規定 追加内容 (抜粋)

(未利用口座管理手数料)

- (1) この預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (3) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前2項により解約された口座の再利用はできません。

* ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

以 上